

2 階段

《基本的考え方》

階段は利用者の転倒、転落事故等がおきやすい場所です。設計においては、安全確保への配慮が求められます。また、高齢者や障害者等の昇降しやすさへの配慮も求められます。

階段

【凡例】 ●バリアフリー法同等基準 ★福まち条例独自基準
☆福まち条例独自基準（努力義務）

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
対象	利用者の用に供する主たる階段（踊場含む。）（共同住宅又は寄宿舎にあっては、共用のもの）	法及び条例の対象建築物で、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階段（多数の者の読み替え有り）
①床面	●令第12条第2号に適合すること	令第12条第2号 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
②踏面の識別	●令第12条第3号に適合すること	令第12条第3号 踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。
③段の構造	●令第12条第4号に適合すること	令第12条第4号 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
④回り階段	★令第12条第6号（ただし書を除く。）に適合すること	令第12条第6号 主たる階段は、回り階段でないこと。ただし、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、この限りでない。
⑤手すり	●両側に手すりを設けること。	条例第5条 踊場を含み、両側に手すりを設けること。 令第12条第1号 踊場を除き、手すりを設けること。
⑥点状ブロック等	●段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、令第12条第5号ただし書に規定する場合は、この限りでない。	令第12条第5号 段がある部分の上端に近接する踊場の部分には、視覚障害者に対し警告を行うために、点状ブロック等を敷設すること。ただし、視覚障害者の利用上支障がないものとして国土交通大臣が定める場合は、この限りでない。 平成18年国交省告示第1497号 段がある部分の上端に近接する踊場の部分が次のいずれかに該当 ・駐車場 ・段がある部分と連続して手すりを設ける

《用語の定義》

	福祉のまちづくり条例	バリアフリー法令 及び 埼玉県バリアフリー条例
利用者	施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者	—
点状ブロック等	床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの	同左
踊場の部分	—	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するもの

《解説》

- ①【床面】雨滴等で濡れた状態でも滑りにくい仕上げとする。
- ②【踏面の識別】降りる時には踏み面ばかりが見えるため、段鼻を認知しやすくする。
- ③【段の構造】段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とする。
- ④【回り階段】回り階段は、踏み面の寸法が内側と外側で異なるために段を踏み外したり、昇降動作と回転動作が同時に発生するため危険が生じやすいので避ける。
- ⑤【手すり】手すりは片まひ者の昇降を考慮し、階段（踊場を含む。）の両側に連続して設ける。
- ⑥【点状ブロック等】視覚障害者に対し段差の存在の警告を行うため、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できる点状の突起が設けられたブロック等を設置する。

《望ましい整備》

- ・踏面の端部や階段の段鼻等と周囲の部分は明度差 5 度、輝度比 2.0 以上とする。
- ・階段の両側に 5cm 以上の立ち上がりを設ける。
- ・手すりの始末端部の水平部分には現在位置等を点字で表示する。
- ・金属製の段鼻は白杖等が滑るので避ける。
- ・必要に応じて足元灯をつける。
- ・手すりが連続して設けられていても、視覚障害者の利用上支障があると判断される階段では、点状ブロックを設ける。

